

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当市のハザードマップ（洪水）によると、1時間総雨量127mm（発生確率が千年に一度程度）の降雨量で、当市脇野沢の本村地区から田ノ頭地区までの脇野沢川沿いに、3m未満の浸水や河岸浸食による家屋倒壊等が想定されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当市のハザードマップ（土砂災害）によると、当市川内町では中心部を除いたほとんどの地区で土石流や急傾斜地の崩壊が生じるおそれがある。また、当市脇野沢においても、中心部を除いた地区で土石流や急傾斜地の崩壊が生じるおそれがある。

(地震：J-SHS)

平成24年度及び25年度青森県地震・津波被害想定調査（太平洋側海溝型地震）によると、当市川内町、同脇野沢の一部で、最大震度6弱が想定されている。

また、地震ハザードステーション（J-SHS）の防災地図では、当市川内町、同脇野沢の一部で震度5強以上の地震が発生する確率は、今後30年間で26%以上とされている。

(その他)

下北半島は地震や大雨による被害は比較的少ない地域であるが、令和3年8月には、台風9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨により、当市大畑町及び風間浦村に大きな被害がもたらされた。大畑町では土砂災害や内水氾濫が発生し、住宅や店舗の床上浸水、事業場へ大量の泥水が流れ込むなど大きな被害を受けている。

(感染症)

新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、国内でも感染者の拡大と減少を繰り返している。当市では令和3年8月から9月にかけて新型コロナワクチンの大規模接種を実施し、令和3年9月末現在、市民の86.5%が2回目の接種を終えている。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 191
- ・小規模事業者数 179

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設業	42	40	地域内に広く分散している
	製造業	13	11	地域内に広く分散している
	卸売業・小売業	50	45	地域内に広く分散している
	飲食店・宿泊業	27	27	地域内に広く分散している
	サービス業	42	41	地域内に広く分散している
	その他	17	15	

令和3年11月30日現在（商工会基幹システム）

### (3) これまでの取組

#### 1) 当市の取組

- ・各種防災計画の策定、防災マップの作成配布、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・むつ市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・事業者の感染症対策の取組に対する助言・サポート

#### 2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・当市が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・マスク、消毒液、ペーパータオル等の衛生品の備蓄

## II 課題

現状では、自然災害等の発生による緊急時の取組について漠然とした記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会の職員が不足している、といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出させないルール作り、感染拡大に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知する事などが必要である。

## III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し、自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報収集を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告体制をあらかじめ構築しておく。
- ・発災後、速やかな応急支援策が行えるよう、また、域内における感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築しておく。

## ※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### < 1. 事前の対策 >

- ・むつ市地域防災計画と本計画の整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発生時に速やかな応急対応等に取り組めるようにする。

#### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組（什器の固定等）や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、国や県の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

#### 2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・むつ市川内町商工会事業継続計画を作成（令和3年度作成）

#### 3) 関係団体等との連携

- ・青森県火災共済協同組合や東京海上日動火災保険(株)、ジブラルタ生命保険(株)に専門家の派遣を依頼し、当会の担当区域内事業者を対象とした普及啓発セミナーを開催する。また、損害保険や生命保険、傷害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や損害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催

#### 4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・（仮称）むつ市事業継続力強化支援協議会（構成員：むつ市川内町商工会、むつ商工会議所、むつ市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

#### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6強の地震）が発生したと想定し、当市との連絡手段の確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。
- ・訓練に先立ち、災害発生時の職員の役割分担を決めておく。

- ・訓練の結果を踏まえ、本計画の見直し等の参考にする。

## < 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等発生時には、人命救助が第一であることは言うまでもないため、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に職員の安否確認と来訪顧客の安全確認を実施し報告する。また、SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を確認したうえで当会と当市で共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市における感染症対策本部設置状況等を勘案して当会による感染症対策を行う。

### 2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。域外から通勤している職員もあることから、職員自身の目視で命の危険を感じる状況では出勤せず、職員自身が安全を確保し、警報解除後に出勤する。
- ・むつ市地域防災計画に基づき、当会では防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。
  - ア 会員等の被害状況調査及び融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること
  - イ 災害時における物価安定についての協力に関すること
  - ウ 災害救助用物資、災害救助・復旧用資材の確保についての協力、あっせんに関すること
- ・職員全員が被災する等により、応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	・地区内の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、状況の確認ができない。
被害がある	・地区内事業所で「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有することを原則とする。

発生後～1週間	1日に3回(9時、13時、16時)共有する。
1週間～2週間	1日に2回(9時、16時)共有する。
2週間～1か月	1日に1回(9時)共有する。
1か月～解除まで	2日に1回(9時)共有する。

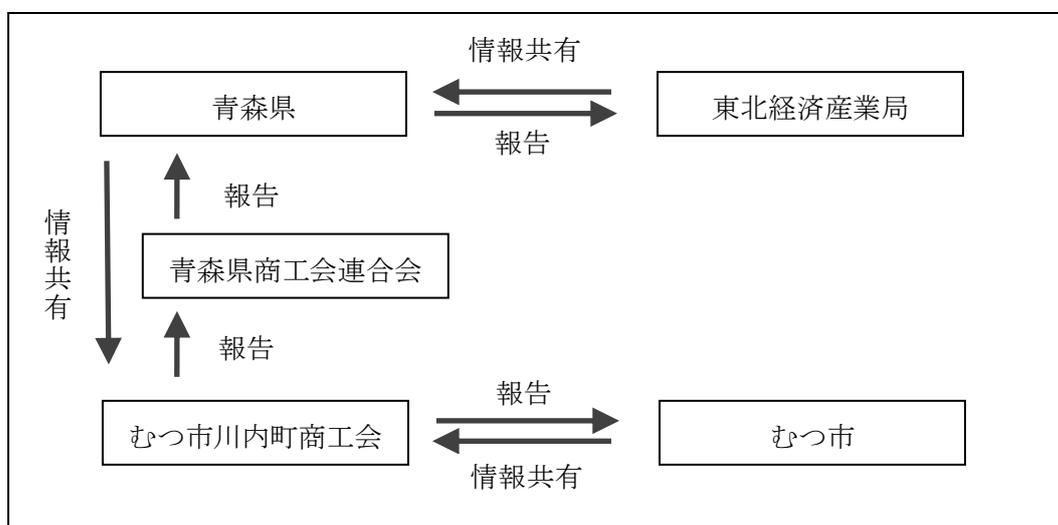
- ・当市で取りまとめた「むつ市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

## < 3. 発災時における指揮命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を行う。
- ・二次災害を防止するため、被災地域で活動する際の判断基準及び被害程度についてあらかじめ決めておく。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、

あらかじめ確認しておく。

- ・ 当会と当市が共有した情報を青森県の指定する方法にて当会より青森県へ報告する。



#### < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・ 相談窓口の開設方法について、当市と相談する（当会は国・県の依頼を受けた場合、特別相談窓口を設置する。設置場所候補：むつ市川内町商工会館、むつ市川内庁舎（原則むつ市川内町商工会館に設置））。
- ・ 当会は当市と協議の上、安全が確認された場所において相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市町村の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

#### < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

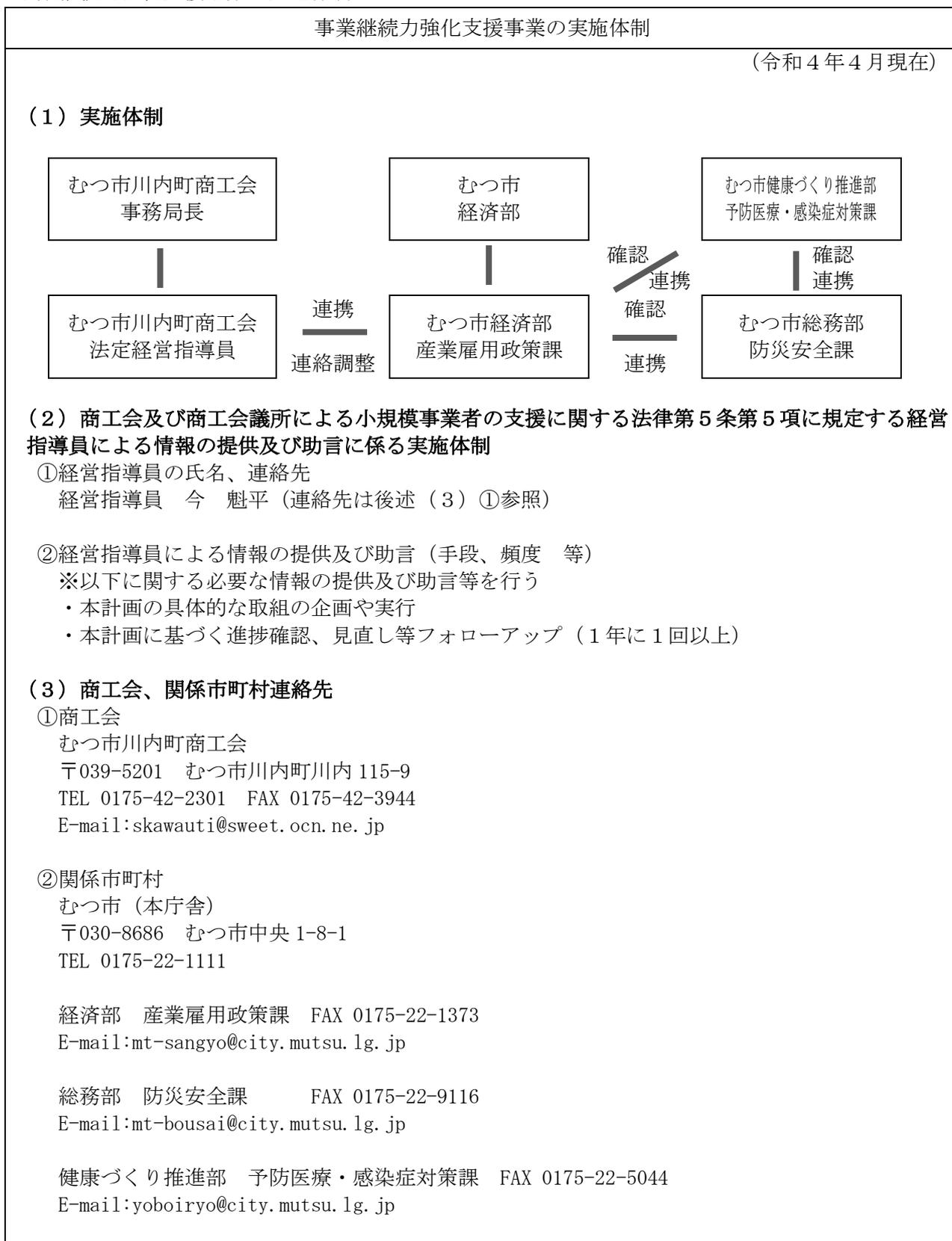
- ・ 青森県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、広域連携協定を締結している大畑町商工会のほか、他の地域からの応援派遣等を青森県等に相談する。

#### ※その他

- ・ 上記の内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	50	100	50	50	100
セミナー等開催費	0	90	0	0	90
チラシ等作成費	40	0	40	40	0
防災・感染症対策費	10	10	10	10	10

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、手数料収入、補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。